

原発避難者は「国内避難民」？「住まいの権利」はどう保障されるのか？

「国際人権」で生き抜く

福島原発事故により避難した避難者が福島県から住居の明け渡しを求める裁判が行われ、現在、最高裁に係属中です。

訴えられた避難者は、行政の支援策の不備にもより、公営住宅の提供が受けられず、福島県により一方的に避難先から追い出しが強行されました。

下級審では原発避難者の置かれた状況が考慮されず、人権侵害の責任を不問に付した不当判決となっています。

原発事故における避難者の住いの権利はどう保障されるべきか、最高裁に規範の確立が求められています。国際人権の立場から一緒に考えましょう。

避難者「追い出し」裁判－国際人権法から

講演会&対談

原発事故避難者の人権保障を考える

日時：5月11日(土)14時～(13時半開場)

場所：江東区総合区民センター(第5会議室)

講師：清水奈名子さん(宇都宮大学教授)

対談：柳原敏夫弁護士(弁護士団)

資料代
500円

◆江東区総合区民センター

交通案内



◇交通機関

都営新宿線・西大島駅(A4出口徒歩1分)
都バス・西大島駅 錦糸町駅(都07)

講師紹介

清水奈名子さん

- *宇都宮大学国際学部教授、専門は国際関係論
- *日本平和学会、日本国際政治学会等歴任
現在、原子力市民委員会委員
- *2011年以降、避難者から聞き取り証言集を編集したり、土壌汚染の被害の記録を残し次世代に伝える活動を続けている
- *『環境と公害』本年1月号「国際人権理事会『国内避難民の人権特別報告者』報告書が指摘した課題とは」の論考を発表

原発避難者の住宅追い出しを許さない会

連絡先：masa2616@jcom.zaq.ne.jp(小川) 2024.4.19

<情報資料>

避難者追い出し裁判について

～最高裁への上告にあたって

2月29日、仙台高裁から通知があったので、4月19日までに上告理由書等を提出することになります。仙台高裁における不当判決に対する「最高裁への上告理由」にあたって、主に、下記の点を訴える予定です。

- ①福島県が主張している「国の代位権行使」について
→被告(避難者)は福島県と契約をしていないのに、県が勝手に国と使用許可申請をしたことの違法性
- ②福島県が災害救助法しか適用(準用)しなかったことにより、避難者が公正な保障を受けられなかった問題→原発事故における災害救助法の限界
- ③避難者に対する強制立退きは国際人権法に違反することであることについて→最高裁の初判断を求める
- ④これらについて、下級審が審理しなかったことについて
→憲法32条「裁判を受ける権利」の侵害である

上告について

上告人は、原裁判所からの通知書の送達を受けた日の翌日から起算して**50日以内**に上告理由書、上告受理申立て理由書を原裁判所に提出します。



その後(4/20以降)、最高裁は上告受理をするかどうか判断します。上告理由が法律要件を満たしていないと判断した場合は上告棄却の決定を行います。

最高裁は世論を気にします。この問題をどれだけ世論の関心を高めるかにかかっています。

国際人権法の意義について

～国際人権法はこの裁判をどのようにして乗り越えるか?

★国連人権特別報告者はこの問題をどのように見ているか

国内避難民の人権に関するダマリー国連特別報告者による訪日調査報告書(2023)より

@特別報告者は、生命や健康が危険にさらされる恐れのある場所への不本意な帰還を防止する措置なしに、国内避難民を公的住宅から立ち退かせることは、国内避難民に対する権利侵害であり、いくつかの事例では強制退去に相当する可能性があると考える。(段落 69)

@福島県外の公的住宅から避難世帯を強制退去させることは、国内避難民の中でも最も貧しい世帯を対象にした逆進的な政策であり、彼らは県外で家賃負担に苦しんだり、ホームレスになったりするか、放射線被ばくの可能性がある雇用の機会と必要なサービスが少ない地域への帰還に直面することになり、それらの世帯をさらに困窮させることになる。

特別報告者は、この政策の実行をただちに終了し、その基準を満たす国内避難民が、低所得者向け住宅にアクセスできるように措置を拡大することを勧告する(段落 71)

★『国内避難に関する指導原則』

@国内避難民とは、自らの住居または常居所地から、特に武力紛争の影響、暴力が一般化した状況、人権侵害または天災若しくは人災の結果として、またはこれらを守るために、避難すること、若しくは離れることを強制され、若しくは余儀なくされた個人又は個人の集団で国際的に認知された国境を超えていないものをいう(序:範囲及び目的)

@原則 18

1. 全ての人は、自らの住居又は常居所地から恣意的に避難させられることから保護される権利を有する。

★『社会権規約』第11条における一般的意見

@一般的意見第4(十分な住居に関する権利 1991年)
(a) 保有の法的安全 ・強制退去を防止するための差止命令、・違法な強制退去に対する損害賠償

@一般的意見第7(十分な住居に対する権利;強制退去 1997年)

- 16-a 協議の機会の保障 d 代替情報の提供
g 法的救済の付与 等々(抜粋)



国連人権特別報告者 ヒメネス・ダマリーさん (2023. 10. 7)

参考書籍、論文のご案内

- * 国連人権特別報告者の報告者による訪日報告書 2023 (国連特別報告者による訪日調査を活用する会)
- * 『環境と公害』(岩波書店) 2024年1月号 清水論文収録
- * 『武器としての国際人権』 藤田早苗(集英社新書)
～日本の貧困・報道・差別から考える
- * 『R・E・S・P・E・C・T』(リスペクト) プレイティみかこ(筑摩書房)
～2014年イギリス公営住宅の占拠運動を素材にした小説